

公の施設の指定管理者を募集します

市では、下記の公の施設を来年4月から管理・運営してくれる指定管理者(団体)を募集します。公募後、「秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に定める選定基準に基づき、候補者を選びます。その後、12月市議会定例会での議決を経て、指定管理者を指定し、協定の締結と業務の引き継ぎを行って、来年4月から管理・運営してもらいます。各施設の内容など、詳しくは担当課へお問い合わせください。

施設名	雄和観光交流館 	雄和里の家 	雄和観光農産物加工所 	雄和ふるさと温泉(ユアシス) 	雄和コテージ 	雄和サイクリングターミナル 
施設の目的と概要	観光と産業を結びつけ、総合的な発展をめざす観光拠点施設	旧民家の保存・伝承による観光の振興を目的とした施設	農産物加工の研究・開発。特産品の観光資源活用と農業経営の安定化をはかる	市民・観光客に休養を与えることを目的とした温泉施設	観光振興と山村活性化を目的とした休憩・宿泊施設	スポーツ施設の利用促進と観光振興を目的とした施設
条件	①上記6施設を一括管理できる ②市内に主たる事務所を有する法人、その他の団体					
募集	10月6日(月)から31日(金)まで、商業観光課 ☎(866)2112					

施設名	河辺岩見温泉 	施設名	太平山リゾート公園(有料7施設、花公園ほか) 	太平山スキー場 
施設の目的と概要	市民・観光客に休養を与えることを目的とした温泉施設	施設の目的と概要	市民の健康増進、スポーツ、レクリエーションの場として整備された公園	市民の冬期体育の振興、心身の発達に寄与するための施設
条件	市内に主たる事務所を有する法人、その他の団体	条件	①上記2施設を一括管理できる ②市内に主たる事務所を有する法人、その他の団体 ③同種施設の管理運営実績がある	
募集	10月6日(月)から31日(金)まで、商業観光課 ☎(866)2112	募集	11月4日(火)まで、公園課 ☎(866)2154	

施設の性質上、特定の団体を選定し、指定管理者制度に行う施設(公募しない施設)

…各地区のコミュニティセンターや、来年度開設する(仮称)西部地域市民サービスセンターは、より地域に密着した管理運営を行うため、特定の地域団体を指定管理者として選定する予定です。



使用済み小型家電の回収試験にご協力を

希少金属である「レアメタル」の回収システム構築に役立てるため、レアメタルを含んだ小型家電製品の回収試験(こでんプロジェクト)を行います。回収期間は来年3月31日(火)まで。限りある資源の活用と環境保護のため、ご協力をお願いします。

回収品目 CD/MD/MP3プレーヤー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビゲーム機、携帯ゲーム機、電卓、ETC、カーナビ、電話機、携帯電話機、電源ケーブル、イヤホン、リモコン など (大きさの目安は25㌘×15㌘以下です)

※家電4品目(ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン)や電池は回収しません。

回収ボックス設置場所 市役所1階、県庁1階、県総合庁舎1階、グランマート(泉・外旭川・手形)※いとく(将軍野・新国道)、ケーズデンキ(秋田中央・秋田東)、みどり光学社、ナイス(仁井田南・割山・土崎)、秋田大学
※グランマートは回収日が限定されていますのでご注意ください。

問い合わせ 県資源エネルギー課エコタウン班 ☎(860)2283
こでんプロジェクトのホームページ <http://www.coden.jp/>



回収ボックス

財政の健全性を示す比率です

—— 財政課 ☎(866)2052





市の財政は健全性を確保しています

昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が制定され、地方自治体の健全化判断比率・資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表することが義務づけられました。


これらの比率が国の基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」などを策定して、財政の改善に取り組むことになります。

秋田市の平成19年度決算分の健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりです。秋田市の各比率は国の基準をいずれも下回っており、財政の健全性が保たれています。

健全化判断比率

- 実質赤字比率：「－」** 国が示す基準値「11.25%」  一般会計等の赤字額が標準的な収入に対してどれくらいの割合を示すもの。秋田市は実質赤字額がなかったため、数値はありません。
- 連結実質赤字比率：「－」** 国が示す基準値「16.25%」  一般会計、特別会計、企業会計の赤字や黒字を合算した、市全体の赤字額が標準的な収入に対してどれくらいの割合を示すもの。秋田市は実質赤字額がなかったため、数値はありません。
- 実質公債費比率：「15.3%」** 国が示す基準値「25%」  一般会計等の実質的な借入金の返済額が標準的な収入に対して、どれくらいの割合を示すもの。
- 将来負担比率：「138.9%」** 国が示す基準値「350%」  一般会計等の借入金残高や将来支払っていく可能性がある負担額から、基金などを差し引いた、現時点での実質的な額が標準的な収入に対してどれくらいの割合を示すもの。

資金不足比率

- 資金不足比率：「－」** 国が示す基準値「20%」  公営企業会計などの資金不足額の、事業規模に対する割合を示すもの。秋田市では資金不足となる会計はありませんでした。
指標の対象となる会計…水道、下水道、病院、農業集落排水、中央卸売市場、大森山動物園、廃棄物発電

後期高齢者医療制度

社保などの被扶養者だったかたの保険料納付が10月から始まります

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入する前日まで、社会保険などの「被扶養者」だったかたは、10月から後期高齢者医療保険料を納めていただきます。

納付方法は、①年金から天引き(特別徴収)、②納付書で金融機関に納付(普通徴収)の2通りです。ご自分の納付方法は、7月にお送りした「平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」の4枚目(右図)でご確認ください。

なお、10月31日までに75歳になったかたの今年度の保険料は1,900円です。

納付方法の変更 納付方法が「年金から天引き」のかたで、年金収入が年額180万円未満のかたは、世帯主または配偶者の口座から口座振替で納付することができます。
変更手続き 後期高齢医療課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センターでどうぞ。

*確定申告などの社会保険料控除は、口座振替により保険料を納めた世帯主または配偶者に適用されます。

平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書の4枚目

月	変更前の保険料額(円)		既に収納した保険料額(円)	今回決定した保険料額(円)		普通徴収の場合の納期限
	特別徴収	普通徴収		特別徴収	普通徴収	
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計						差引増減額
合計額						円

※特別徴収(年金天引)の方は、平成21年4月、6月および8月の年金3回月に、平成21年2月に特別徴収される保険料と同額の保険料が天引きされることになります。

「特別徴収」の欄に保険料額が書いてあるかたは、**年金から天引き**で納めていただきます。

「普通徴収」の欄に保険料額が書いてあるかたは、通知書に付いている**納付書**で**金融機関**に納めていただきます。



問い合わせはこちら
後期高齢医療課 ☎(866)2513